

文 教 厚 生 委 員 会 記 録

<第 1 号>

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ） 閉 会 中

令和 8 年 5 月 20 日 （ 水 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録＜第 1 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 5 月 20 日 水曜日
開 会 午前10時 0 分
散 会 午前11時10分

場 所

第 4 委員会室

議 題

- 1 参考人からの意見聴取について（陳情令和 7 年第178号最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情について）

出席委員

委 員 長	新 垣 新
副 委 員 長	松 下 美智子
委 員	新 垣 善 之
委 員	新 里 匠
委 員	小 渡 良太郎
委 員	比 嘉 忍
委 員	米 須 清一郎
委 員	山 里 将 雄
委 員	喜友名 智 子
委 員	西 銘 純 恵
委 員	平 良 識 子

欠席委員

なし

参考人招致のために出席した者の職・氏名

(参考人)

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄	代 表	新 垣 香代子
障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄	副 代 表	小 林 充
障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄	事務局長	田 場 力 男

○新垣新委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日は、陳情令和7年第178号に係る参考人からの意見聴取についてを議題といたします。

なお、ただいまの議題につきましては、昨年12月16日の本委員会での決定に基づき、陳情の審査の参考とするため、陳情者を参考人として招致し、説明を求めるものであります。

それでは、陳情令和7年第178号に係る参考人からの意見聴取を行います。

参考人として、障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄代表新垣香代子氏、副代表小林充氏、事務局長田場力男氏の出席をお願いしております。

参考人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

参考人から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人から御説明をいただいた後、委員から参考人に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日の委員会は参考人の説明を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは陳情令和7年第178号最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情について、提出に至る背景及び目的等について、15分程度で簡潔に御説明をお願い

いたします。

新垣香代子参考人。

○新垣香代子参考人 皆様、おはようございます。

本日はこのような場を設けていただき、誠に感謝申し上げます。

障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄代表の新垣香代子と申します。よろしく願いいたします。

本会は、障がいのある子どもを持つ保護者、支援者、学術経験者で構成されております。

障がいのある子どもたちの放課後支援は、1980年代から都道府県などの独自事業として実施され始めました。独自事業のある地域では、それらの事業を行う事業者が連絡会を結成し、緩やかにつながっていました。

その中で、東京都、埼玉県、千葉県の連絡会が集まって、2004年に全国組織である障害のある子どもの放課後保障全国連絡会、現在の一般社団法人全国放課後連が結成されました。

その後、各地域で連絡会が立ち上げられ、2019年4月に障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄、放課後連沖縄が結成されました。本会は、障がいのある子どもの健やかな発達と安全で豊かな地域生活を保障するため、研修、交流、調査研究、要望等を行うことを目的に、非営利で活動しております。

次に、陳情の背景です。

2025年12月より、県内の最低賃金が1023円へ引き上げられました。

私たち放課後等デイサービスを含む障害児通所支援事業は、保育所や学童とは異なり、児童が出席しないと報酬が入らない、出来高払いの報酬制度のため、児童の体調不良等による欠席、台風、地震による休所の影響と、常に収入が不安定な影響を余儀なくされております。

さらに、3年に1度の障害福祉サービス等報酬改定によって報酬単価が決定する仕組みであり、ここ近年、毎年更新される急激な最低賃金改定に即応した人件費上昇への補填ができない構造的課題も抱えております。

また、物価高騰や光熱費、家賃、ガソリン代など諸経費の上昇も重なり、極めて厳しい経営環境に置かれております。

国は、その物価高騰、賃金上昇に合わせて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定で、障害福祉全体で1.84%の引上げと発表しました。しかし、内容を確認してみますと、処遇改善加算での上乘せであり、基本報酬の引上げではありませんでした。

したがって、報酬改定までの期間、県独自の緊急支援を実施していただきました

いという陳情になりました。

先ほど述べました処遇改善加算は、とても煩雑な上に、専門的な知識と経験が必要となります。

そのため、小規模事業所が業務と並行して対応していくのは大変難しい現状があります。ほとんどの事業所は支援職員不足の中、また小規模法人の事業所ほど、事務作業と直接支援を兼務しています。事業所では、毎月の請求事務業務に加え、報酬改定ごとに増える細かな加算の記録や法定研修の増加、学校等の連携支援会議などの参画、また支援度の高い児童の受入れを行う際には、人員配置基準以上の配置の必要性もあることと、直接支援だけでも人手不足が叫ばれる中、申請から報告までの煩雑な書類を求められることも、加算の算定は、専門・専任を置かない小規模事業所ほど事業コストが高くなり、算定を諦めてしまう状況にあります。

以上のような理由から、補助金、臨時交付金の申請報告手続を簡略化し、全ての事業所が支援を受けられるように配慮していただきたいと要望いたします。

国や自治体が専門性や支援の質を放課後等デイサービスに求めるのであれば、その専門性や支援の質を維持するための下支えとなる基本報酬の底上げを要望いたします。

また、現状の日割り出来高払いも大きな問題を抱えております。先ほども触れましたが、子どもが事業所を休んだ場合、報酬はありません。しかし支援員は既に配置されていて、給与が発生しています。この差額が重なると、運営がさらに不安定になっていきます。

以上のような理由から、放課後等デイサービスにおいても、保育所や学童と同じように、月額固定の報酬制度への改定を重ねて要望いたします。

最後に、放課後等デイサービス事業は、児童福祉法に基づき、国が策定した制度を各地方自治体の条例、施策に下ろした上で実施運営されております。ですので、自治体側も、現行制度と現場の実態をしっかりと確認していただき、自治体側からも、国の制度設計に対して、国に積極的に働きかけを行っていただきたいと思えます。

障がいのある子どもたちの居場所、それを支える支援者が安心して働ける放課後等デイサービス事業をこれからも守っていくために、策を講じていただきたいと強く要望いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、背景と御説明を終わります。ありがとうございました。

○新垣新委員長 参考人の説明は終わりました。

これより、陳情令和7年第178号に係る参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉忍委員。

○比嘉忍委員 比嘉忍と申します。

本日はありがとうございます。

何点か確認させてください。

まず陳情の3点ありまして、1つ目が県独自の支援、2つ目、3つ目、手続等の簡素化と、それから、国に対しての報酬単価の引上げということで、国に対しての要望という形になってくると思います。

大体見てみますと、単価、次が来年の4月ということで、約1年間ということになりますけれども、現在、事業所がどれぐらいあって、この報酬とか、職員が何名ぐらいいて、県独自でやると、支援の依頼なんですけれども、どれぐらいの予算額というか、見積もっておりますでしょうか。

○田場力男参考人 ありがとうございます。田場と申します。

県内には、現在、700少し放課後等デイサービスが、那覇市含めてあるような状況です。

今回この陳情を上げるに当たって、細かな、正直申しますと、どれぐらいの事業所が小規模で大規模でという形の調べはしていないので、お答えすることはちょっと難しいんですけれども、放課後等デイサービスは大体10名定員、20名定員、30名定員という形で定員が決まっております。

そこに基本的に2人、直接支援員を置かなければならない。その上に、児童発達支援管理責任者、管理者というものを置いて大体3人から4人を最低限としての配置基準というふうに定めています。でも、障がいのある子どもたち10名が来ると、さすがに直接支援員2人では見きれない。

その上で加算等で、児童指導員を1人配置したら加算がつきますよ、また、専門的な資格を持っているとまた加算がつきますよという形で、制度としてはあるんですけれども、大体1事業所において、5人か6人、多いところは7名という形で、ほぼ2対1から1対1でできるような形の人員体制を取っているというのが多くあると私どもは把握しております。

そうですね——最低賃金が上がったことによって、具体的に幾らぐらいとい

うところの試算までは、申し訳ないんですけども出しておりません。

ですが、やはり先ほども申したように加算がすごく煩雑で、それさえも取れないような状況、それを取るのでしたら、やはり、管理者が事務のほうに回った上で、直接支援のほうに時間を割くことが難しくなっている現状というのもすごく今増えてきていると、私たちの会員のほうからもすごく声が上がっていて、今回陳情を上げるということで、この流れになった次第であります。

○比嘉忍委員 具体的な数字は、6月定例会までにはぜひ上げてほしいですね。

というのは、やはり皆さんがやっている陳情趣旨を理解して、それを実施していきたいという思いもありますので、具体的に何名いて、どれぐらいの予算規模ということでもできますし、事業所別に——700ぐらいあって、そのうちの半分以上ができないとなると、そこに例えば、独自の支援、事務手続の講習会とか支援とか派遣できるのかどうかとかという割合とか、数になってきますので、それを6月議会までに上げていただければ。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員 おはようございます。

本日は本当にありがとうございます。

この陳情が出されてから、まずは1つお伺いしたいんですけども、2番目の手続上の簡素化、やはりこれだけ厳しい経営状況の中で、皆さんが本当にね、経営もしながら支援もしながらという状況の中で、煩雑なこの事務手続によって、結果的に諦めざるを得ない。

県の支援はメニューとしてあるけれども、そこがもう対応できなくてということがあったと思います。

私も本会議でも質疑しましたがけれども、その後の県の対応の改善等というのはどのように、現場としてはされたのかどうなのか。現状を教えていただけますか。

○田場力男参考人 議員が言ってくくださったおかげで県が動いているということは知ったものの、具体的に何か細かい事柄が変わったかというと、そこまでは実感としてはない状況。

すごく過渡期ではあったので、簡素化という部分ではもともと動いては——

国全体として、県としても、申請を電子で行うという形になってきている状況であったんですけども、そんなには変わらないかなという印象です。

あと、先ほども触れたんですけど、処遇改善加算というのはとても煩雑で、正直言うと、僕も今できない状況ですので、社労士さんをお願いして加算を取るというぐらいに難しいものであります。

なので、そういう意味で、本当に委託してお金を払って、少しのプラスになってでも取らないといけないかなというふうな部分、それでもやはり、それさえもできなくて、取れないという事業所さんもあるのではないかなというふうに思っております。

○平良識子委員 ありがとうございます。

やはりそもそもの国の制度設計の問題によって、その出来高払い、日払いの状況が、その日にならないと分からないという——しかしながら、職員は配置して準備しておかなければならないという環境にある中で、本当に不安定な苦しい状況の経営をさせられているなということを実感いたします。

3番目のやはりこの国の制度改正ということが最も大事なポイントかなと思います。

皆様方は放課後連沖縄、全国組織ですよ。全国組織としては、またこの国への要請等とか、国との話合いとか、その辺りの今状況、動きとかというのはどうですか。

○田場力男参考人 私たちは、沖縄で放課後連沖縄という組織をさせていただいてまして、全国では私たちも加盟します全国放課後連という組織で運動をさせていただいております。全国放課後連の中で、年に2回こども家庭庁と懇談する機会を持たせていただいております。

その中において、この報酬改定の前に聞き取り調査をする機会を持たせていただいている中で、私たちの思いとか願いを酌んでいただくという機会を何度も持っていていただいている中ではあるんですけども、厚労省からこども家庭庁に障害福祉のこの私たちの分野も移管された中で、やはり報酬に関しては厚労省という、このちょっと宙ぶらりんな今、私たち間に両足を片足ずつ突っ込んでいるような今状況です。やはりこう話をしていても、専門官の人たちからもなかなかこう、こども家庭庁自身が放課後等デイサービスに関しては制度設計はできるんだけど、報酬に関しては厚労省の管轄になってしまって、なかなか動きが取りづらい。

そういう部分においてはやはり地方からも声を上げてほしいということ、

オフレコで話していただいたことがあるんですけども。やはりそういう意味では、そういうふうに制度が、国がつくるものであるんですけど、それを下ろしてきたときに、2分の1の部分を国が持って、4分の1を県が持っていて、4分の1を市町村が負担しているこの予算の中で、やはり都道府県の部分から、やはり責任といいますか、そういう意味では予算を出しているという部分で、ちゃんと制度を見守っていただきたいなという思いもありまして、今回、陳情に上げさせていただきました。

○平良識子委員 ありがとうございます。

やはり沖縄県議会としても国に対して、声を上げていくということの大切さを改めて、今回実感をいたしました。ありがとうございます。

最後に、県独自の支援なんですけれども、やはり国の改正が大前提で求められますけれども、やはりそれを補完した県独自の支援策というのを、何か対応していかないといけないのかなと思います。

もし、把握されていらっしゃったら教えていただきたいのですが、ほかの全国の先進事例で、都道府県で何かそうやってこの障がいのある子どもたちの放課後等デイサービスの支援を独自でやっているよという都道府県があれば、あるいはその内容がどういうものなのか、もし、把握されていらっしゃったら教えていただけますか。

○小林充参考人 今現在ですね、明確には皆さんから、その辺の検討はいただいている形なんですけど、今全国放課後連のほうでも。あと私のところも、一応フランチャイズもありますので、そういうところで、今各地でそういう援助があるのかなのか、聞いている状態でございます。

実際は、今日までに分かればよかったんですけども、すみません、ちょっとまだ、皆さんにお渡しできるほどの内容がまだつかめていないのが現状です。

ただ東京都に関しては、都型の放課後デイがあるとか、いろんなことをやられているみたいなどころはあります。ちょっと東京都は大分違いますのであれなんですけれども。

あとは私たちの中でも、報酬単価というのがありまして、1点10円なんですけれども、これは地域によっては11円になったりとか、いろんなそういう地域加算というのがあるって、そういうことも今違いがあったりしています。

これはできればぜひ、まとめさせていただいて、また提出させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○平良識子委員　ありがとうございます。

やはり、障がいを持つ子どもたちが放課後に過ごす場の保障として、また支援の場として、通常の子どもたちが通うような状況の今の支援の在り方も含めて、同じようにやはり対応していくというのが望ましいですし、それはまた自治体もしっかり、県も予算を入れてそこはやっていますので、同じようにやっていくということが必要なのかなと思いますので、引き続き取組、一緒にさせていただければと思います。

ありがとうございました。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員　すみません、今日はありがとうございます。

陳情出されてから半年ぐらいたっていますね。その間、国の経済対策、そして、報酬改定の前倒しということであると思うのですが、11月に出された陳情の3つの事項が、この半年間で国の対応を得てですね、いま一度見たときに、11月の陳情、クリアをされていないということなんでしょうかね。

○小林充参考人　ありがとうございます。

今のところ、国のほうからは、6月に処遇改善加算の上乗せという形のものが発表されて、その前にも賃金引上げというようなものが一応出ているんです。

ただ、先ほどお話ししたような形で、やはりこれが受けられるところは処遇改善加算をやっているところしか駄目だったりとか、そういうもともとのベースが違うんですね。基本報酬は、子どもたちが来れば頂ける報酬になるんですけども、どうしても処遇改善加算でやるとなると——これとても大事なことで、我々は処遇改善加算をもらって助かっているわけなんですけれども、やはり処遇改善加算を受けられない事業所からすれば、プラスアルファはない状態になっているという形になります。

ですので、一番最初にも最後にもお話ししているんですけども、基本報酬の見直しだとか、あとは出来高払いの見直しだとか、そういうものが一つずつクリアされていかないとなかなか安定した事業にならない。

今回、基本報酬ですね、皆さんのところにお渡ししてる資料が——すみません、1つ間違っていたので訂正をお願いさせていただいてもよろしいでしょうか。

皆さんにお渡ししております、放課後等デイサービス制度についてというところを開けていただいて、基本報酬1日当たりの単価というものがあります。単位数というのがございます。こちらが——すみません、3ページです。

基本報酬とあります。1日当たりの単価数というのがございます。30分以上1.5時間、要は90分未満の場合というのがございます。これ、授業終了後、学校休業日というふうに書かれていますが、これはこの区分けがなく、574単位という形になります。30分以上90分未満は574単位という形になります。すみません、574で、訂正をお願いしたいと思います。続きまして、90分以上3時間未満が609単位という形になります。3時間以上5時間未満が666になります。

もう一度言わせていただきます。30分以上90分未満が574単位、90分以上3時間未満が609単位、3時間以上5時間未満が666単位という形に変更になっています。

これは平日と土日、長期休暇という概念がなく、全てこの金額という形になります。ただ、666単位に関しましては、休日のみ算定ができるという形になります。といいますのが、放課後等デイサービス自体が授業終了後という形になりますので、授業終了後で3時間以上5時間ということは、ほとんどあり得ませんので、これは学校休業日に限らせていただいて、土曜日、日曜日、祝日とかそういうのに限られているという形になります。

もともとのお話をさせていただきますと、報酬改定の前は、全て1日604点という形でした。今回の改正でこの時間割という形になるんですが、この事業所単位で時間で区切られる形になりました。

今までは、言葉が悪いのですが、30分しかしない療育であっても2時間やっている療育であっても604単位という形でした。それが今回の改正で、預かる時間によって金額を変えますよという形の報酬改定に変わっております。

そしてあと、学校休業日は721単位という形で、これは3時間以上5時間未満で666単位ですから下がっているように見えるんですけども、長く預かっているところに関しては、延長というのが前後でつくようになりましたので、この辺も是正はされたものにはなってくるというふうに思います。

ただ実際、やはりこのような形で時間単位で変わってきていますと、とても煩雑ではあります。

ただこれによって、長く預かっている事業所に関しては潤いますし、今まで

のように短めのところはあまりプラスにはならなかったりとか、いろんな事業所によってはいろんなことが起きております。

これは国の施策なので、このような形で進められているという御報告させていただきました。ありがとうございます。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

なかなかちょっと、中身で細かくなってくると、まだ、理解しようというところなんですけれども、基本、昨年度後半の対策も出たし、今年度、報酬改定の前倒しも予定されているということではあるけれども、11月に出された陳情の内容がクリアされるわけではないと。先ほどお話あったように、それは事業所によってできるところとできないところがある。

そこなんですけれども、どの辺りが対応できない部分なのか、もう少し、繰り返しの話になるのかもしれませんが、この処遇改善ですか、対応できるところとできないところがある、できないところがどういうところで対応できないんだ、対応しにくいんだという御説明いただければありがたいです。

○小林充参考人 私の後、田場をお願いしたいのですが。処遇改善自体は、皆さんも御承知のとおり、賃金の改善にしか充てられないというふうなことになります。

ですので、事業所当たりの出来高払いで、10人の定員なんですけれども、3人しか来なかったと。そうなった場合には3人の売上げにしかないわけなんですけれども、そういう状況の中で考えていくと——今一瞬ちょっと頭が白くなってしまいました。すみません、処遇改善加算なんですよね。ですので、ちょっと一回田場に移ります。

○田場力男参考人 先ほどの繰り返しになるんですけれども、処遇改善に関しては、やはり専門の知識を持ったものでないと申請が難しいというところで、私どもも社労士に委託しているという状況の中で、例えばどのようにしたらこの処遇改善が全ての事業所で取得できるのかなと考えたときに、これは定かではないんですけれども、ある都道府県では、社労士さん自体を自治体が、そういうふうに委託をした上で、事業所さんに無料でといいますか、やっているような自治体もたしかあったかと思います。

そういうふう置いて、この事業所がこの国の制度を十分に活用できるようなフォローをしていただくというのも、一つの方法なのかなと思ったりもします。

○米須清一郎委員 今回の御説明は、どちらかというと対応の中身ではなくて、処理の対応というか事務的な感じかなというふうに受けるんですけども、お聞きしたいのは、実際の一事業所を見たときに、その制度、加算とか改正がある部分に対応できればいいんだろうけれども、対応できないが事務的に対応できないじゃなくて、それも大事なことだとは思いますが、何とかしないと、ということではあると思うんですけども、中身的に、加算の対象になれないということがあるのかなということで質問しているんですけども。

○新垣新委員長 休憩いたします。

(休憩中に、参考人から、質問について再度確認があった。)

○新垣新委員長 再開いたします。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 国が昨年、経済対策で福祉、要するに公定価格で対応している、いろんなものがきついという話がある中で、経済対策の中で補正予算を出してやっていますよね。ある意味お金が行くように、きついというところの事業者の現場にお金が行くように、そしてまたその報酬改定も前倒ししますよということになっている。要するにお金を十分行き渡らない中に、もっと行くような手が打たれていると理解しているんですよ。

そういう中で、一事業所が恩恵を受けないというのが、事務的に対応してできないということじゃなくて、中身的に対象にならないんだということがあるのかなという質問なんです。どういうことがあるんですかと。国が出してきた改正の内容に、条件に当てはまればいいよねと思うんですけども、その条件に当てはまらないという現実があるのかなと。時間とか人数とか資格とか、何かちょっと分からなくて、そこをお聞きしているわけです。

そうすると、制度の対応が十分じゃないということもあって、いま一度国に要請することなのか、あるいはその足りない分を県に要請するということなのかという思いもしながらお聞きしているわけで。そうじゃなくて、一つ一つが基本的には対象になるよ、でも事務的に対応できないんだということだったらまた違う、また別の、それはそれで必要な対応を考えないということなのかと、整理のためにお聞きしています。

○小林充参考人 ありがとうございます、すみません。

私たちも本当分からなくて申し訳ありませんでした。

実際は、処遇改善加算を取るためには、いろいろな規定があって、チェック項目とか、しっかりとちゃんとその賃金制度の中に組み込んでいくのかとか、そういういろんなことがあります。ですので、そういう意味では、しっかりとそのような形の事務的なことをしっかりやっていれば、取れるものになります。

ただ、今回の報酬改定の引上げに関しては、やはり処遇改善を取っていないとできませんので、実際先ほどちょっと田場が言ったみたいな形で、取る方法を何かうまく援助していただけるのであれば、みんなが取れるようになるのかもしれないなという感じはしています。

こんな形で大丈夫でしょうか。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

それを受けて、また整理で、私なりにこういうことですかという確認をさせていただきたいのですが。

おっしゃったように、中身的には基本どこの事業所も条件が当てはまれば、その加算なり、もともとよりはお金に来るようにはできるものになっているという理解ですね。

だけれども、そうはいっても、日頃の現場での大変さの中で、その条件に当てはめていってやっていく大変さがあると、事務的なことも含めて。そこを何とかしてほしいという理解でよろしいですか。

○小林充参考人 そうですね。もともとの陳情のときにはそういう社労士の話とかというのはもちろん出ていなかったもので、今話しながらという形になるんですけれども。

実際やはりそうなんです。細かく細かくいろんなことがなっておりますので、やはり困っているところほど、そのような事務的な時間を割くことができない。逆に言うと、3件も4件も5件も6件もやっているような放課後等デイサービスであれば、事務担当者がいますので、しっかりとその辺は対応できるんです。

やはりできていないのは、小さい、放課後デイサービスだけをやっているとか、本当に子どものことを思って人員配置を多くしているところだったり、そうすると、そういうもう乱雑なことやっているよりも、子どもたちを見ていたとなっちゃう人たちも、福祉の世界はそういう人が多いんですね。逆に言う

と、お金のためにというよりは、子どものためにという人のほうが多いわけなんです。逆に多くなれば困るんですけども。

そういうふうを考えていくと、なかなか取れない人たちがもしも少なかったとしても、実際、困ってしまう部分というのは、やはり小さい会社であったり、しっかりと子どもに向き合っているところであったりする可能性はとても高いと思っております。

私たちは今のところ、先ほどのお話のとおりで、すみません、何事業所がどうとまではまだ調べていないのですが、これも6月までに出示したいと思いますけれども。そういう意味では、処遇改善だけで対応できるということではないというふうに感じています。

以上です。

○米須清一郎委員 すみません、本当ありがとうございます。

最後になります。先ほどよりは、今のやり取りで理解できたかなと思っているんですけども。

それで、報酬そのものがどうかということも引き続きありながら、大きいのは現場の対応というところで、制度改正に合わせた条件に合うように、一つ一つの事業所が対応できるような、その後の現場の大変さを考えると、何とかしてほしいという。そこで、必ずしも事務的なということだけじゃなくて、ひょっとしたらその中身的な助言とか指導みたいなものもありながらのサポートが必要なのかなというふうにも感じたんですけども、最後の質問になります。

○田場力男参考人 事務手続って一言になると、そんなに見えない感じになるんですけど、やはり毎月のこの請求部分であったり、職員が1人辞めて、加算の算定が変わると全部これ申請をし直してという部分でまた許可を得て、それも、下りるときは翌月から、申請が上がる場合は2か月後にしか取れないとかという部分の、本当にこの人員配置の部分からの事務手続とか、あと法定の研修が幾つもあって、それを職員に下ろしてやったということもやっていかないといけない。事務といってもすごく煩雑に、この6人の職場で回さないといけない。

例えば1つの事業所単体でやっているとしたら、その中で、またその制度が3年ごとに変わっていくんですね。それをまた、過誤を出さないようにとか、不正請求にならないようにという形で、それに知識を上乗せして勉強した上でまた運営をしていく。

でもやはり、毎日子どもたちも目の前にいながらという部分で、すごく煩雑になる中で、少しでも経営を安定したくて、加算の算定をするためにそれを取るために人員配置して、資格を持っている職員さんを置かないといけないとかという部分でまた、そしたら今やはり保育士不足だとかという中において、保育士さんとか社会福祉士さんをやろうとしたら、その保育園さん以上の賃金を上げて募集をかけたりという部分で、やはり費用もかさむというふうな苦しい中で、何とか質を担保しつつやっていこうと思うのですけれども、やはりどうしてもこの事務作業というのが年々増えていく。本当に始まった頃とは倍ぐらい、今事務作業が違うのではないかなというぐらいに思いながら、今運営をしています。

本当に正直言うと、基本報酬だけにまとめて、どこの事業所でも自由に子どもが来た分だけ最低限お金を頂いて、運営という部分にできるのであれば、本当に子どもたちにももっともっと時間をかけて関わることができるのかなというふうに日々思うことであります。

正直言うと、加算を算定できるけどしないとかという事業所さんもあるんですね。なぜかという、加算を算定したらその記録をまた残さないといけない。その記録を残す時間があるのであれば、もっと子どもの支援の計画とか、フィードバックに使いたいよねというところで、あえて算定しませんという、こうなってきつつある中で、本当に真っすぐ子どもを見ている事業所さんほど、なかなか苦しい中での運営になっているのではないかなというふうに思います。

答えになっていましたでしょうか。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 どうもお疲れさまです。

皆さんの資料で、児童デイですね、放課後デイが一頃急激に増えたんですね。特別支援学校も増えていって、そこの放課後、保護者がなかなか見れないという、増える子どもたちに比べてというところで、私は児童デイが増えたのかなと、とてもいいことだなと思っていました。

自立支援と療育、居場所の提供、レスパイトケアということでとても重要な役割を果たしているということで、最近小規模とか、やはりまだありますよね。

今日皆さんにも伺って、一番問題は、報酬そのものが、日額払いから出来高

払いの時間払いに変えられたというのが、資料5ページ以降に課題についてまとめていることを今、目を通してだけでもね、これを元に戻す、2年前に改定されたこの報酬の在り方にね。

それから、小規模なんかがとても、多分閉じていたら、そこに通っている皆さんも大変になると思うんですよ。だからそこを避けるためには、やはりちゃんとフォローするためには、2年前の報酬改定をちゃんと日額払いということで、安定した報酬が入るようになるところをきちんとやらない限りは、皆さんの課題というのはなかなか解決できないと、聞いていて本当にそう思いました。

政府に対しても、年に2回、全国放課後連と一緒にやっているということで、厚労省は福祉の立場ですけど、家庭庁とやり取りしたら、ちょっと熱が違くと温度差があると言われましたけど、やはりそこが今の児童デイサービス、障害福祉をどうするかというところで、家庭庁が弱いところがあるんだなお尋ねして思ったんですよ。

ですから、報酬を元に戻すということで、国ともやっているということでよろしいですか、要請事項は。

○田場力男参考人 その以前の報酬に戻してほしいということを私たち訴えているわけではなくてですね、もともとこの時間区分が入ってきたという背景には、やはり悪質な、それこそ30分だけちょっとした訓練というか、そういったちょっとしたことをやって帰すような事業所もいるという中で、時間区分を入れたら、そういうところが是正されて、ちゃんと子どもたちが安定して来る場所になるのではないかというふうに、国はそういうところ排除するために導入した制度ではあるんです。

でも、実はよくよく蓋を開けてみたら、それこそ中学生とか大きい子たちは、学校終わってくると4時過ぎから来所して、1時間もいられない。

でもこの子たちにとっては、小さい頃から来てそこが居場所になっていて、ここに来て本当に1時間職員と話をして、学校であった困ったこととか何とかというのを吐き出した上で帰っていく。それだけで本当にとっても大事な時間、この子たちにとってという部分においても、中学生は単価が低いから、うちでは受けられませんという形で卒業させましようというような現状も出てきているんです。

いい部分もあれば、そういうちょっと困ってしまう、制度が変わって違う時間区分ができたことによって、少し排除されてしまっている子どもたちもいるという現状が今ある中で、この部分において本当に時間区分がよかったのかど

うかというのは、私たちも、ちょっと考えているところ。やはり、確かに時間区分において、この制度があることによって、通えない子どもたちが出てきたというのはすごく問題視しています。

という中で、やはり報酬、以前の1日来たら幾らというふうにしていただけると、確かに、この時間の記録をまた一個一個精査するという事務手続が少なくなるという部分においてはいいかもしれないんですけども、やはり日払いという制度自体が、子どもたちが来ないとお金が入らないという制度は、本当に子どもたちにも失礼かなというふうに私は思っているんです。

そういう意味では、不正請求につながると思いますか、子どもが来ないことには入ってこないという制度にしていまえば、事業所側としては、本当は日数こんなに来なくてもいい子たちに対しても、来なさい、来なさいという形になってしまう、原因の一つにもなってしまいうかなと。

そういう部分において、本当に制度自体がちょっと穴がいっぱいあるような状況の中で、本当にその日払いがいいことなのか。また、それにおいて、私たちも10名という枠の中で、この10名来るというふうに計画を立てた上で職員配置をしているので、その中で欠席をすると、人数分の報酬が入ってこないというふうにおいては本当に不安定で、今働いている職員からも、結婚したらなかなか続けられないよねという職員がいらっしやったり、将来定年までこの事業があるのかどうなのかも心配と思ったら、この放課後デイですずっと続けて働こうと気持ちが、やはり揺らぎますという職員もいるんです。

そういう意味で、本当に子どもたちを支える制度ではあるんですけども、私たちも、毎日不安な中、子どもたちを受け入れている。と思ったら、すごくこの本当に宙ぶらりんといいますか、という制度の中で私たち頑張っているものの、すごく気を詰めて毎日過ごしているという現状の中、やはりこの報酬という大事なところはしっかり担保していただいて、私たちが安心して働ける、そして子どもたちを安心して受け入れられるという体制にするには、やはり基本報酬をしっかりつけてほしいというふうに思いまして、今回この陳情を上げさせていただいた次第であります。

○西銘純恵委員 日額払いということで、私言ったんですけど、お話聞いて、基本報酬、そこをしっかりと、おっしゃるように10名という基準を持つのであれば、それに合わせた報酬と、それと普通だったら運営補助というのはしっかり基本的な額としてあるはずなんですけどね。そこら辺があるのかどうか、一事業所に基準として、これだけは運営に必要ですねと、水光熱費とかいろいろかかりますよね。基本的な運営補助があって、基準報酬というのがまた別に

あるのか。

○田場力男参考人 保育園とかにおいてはそのようなものがあると思うんですけども、基本的に放課後等デイサービスはもう何度も繰り返しになるんですけども、子どもが来た時点で報酬が発生するという部分になりますので、1人が来たらその1人に対して基本報酬、それに職員配置をしていたらその加算が幾つかついたり、この子の障がい重い軽いというので、またサポート加算というのがつく、つかないというふうに、子どもにお金が増えるという言い方すごく好きじゃないんですけども、そういうふうな制度になっています。

その子が来なかった時点でもう、ほぼゼロ。取れたとしても、欠席時対応加算という、電話をしましたねと、電話代を払いますよと500幾らか分が入る。

だから要は、本当に配置をしても8000、9000円入ってくるのが、ゼロになってしまうという中において、それに家賃とか、送迎をしていたら、ガソリン代とか車両の維持費とかというふうに回さないといけない、というところではすごく不安定な……。

○西銘純恵委員 ケア労働で、介護、保育、今障害福祉あるけれども、皆さんの児童デイについては、そういう運営補助というのはないというところが、やはり、経営とは言いませんけど運営上ね、とても困難な状況にあるというのを感じました。

介護職員の皆さんの賃金がね、全産業平均に比べて月6万とか8万とか低いと言われて、それを介護報酬で上げる議論があるんですけど、皆さんの賃金水準というのは、全産業平均と比べて、介護職員とかそういう皆さんと比べても、もっと下がるのか、どうなのかお尋ねしたいのですが。

○田場力男参考人 具体的な数字は出せないんですけども、やはり平均よりも大分下ということは、報道等で示されているとおりにかなというふうに思います。

○西銘純恵委員 制度の在り方、それがやはりさっき言った保育とか、介護と違うなというところが、今の賃金にも関係しているというのは感じるわけですよ。

だから、運営費をしっかりと、施設が成り立つような、そこら辺も公がきちんと補助していくというのかな。そこら辺もないと、身近にある小規模、さっき言った中学生なんか30分ぐらいでも、小さいときから通って本当に居場所だ

よという話がね、これが排除されることになる、なかなか現場で働いている皆さんがね、そういう子たちをちゃんと受け入れることができないということになるので、協議会としてもね、そういう子をなくそうという考えでやっていっちゃうと思うので、やはり制度そのもの、運営をしているけれども制度そのものがいろいろ不備がある、改善すべきことがあるというところ、皆さんが一番よく御存じで要請もされていると思いますので、政府にも要請している。今度の陳情では、県から政府に要請してほしいとありますけど、県議会としても、政府にそのような改善について意見書上げてほしいということ、同じように思っているのかどうかお尋ねします。

○田場力男参考人 ありがとうございます。

ぜひとも県のほうから国のほうにこの制度改革に対して、要請を行ってほしいと思っております。

○西銘純恵委員 沖縄県はね、国に対して、都道府県の知事会とかで要請、やるんですよね。議会としてやってほしいということであれば、また議論したいなと思うんですけど。

○田場力男参考人 以前の陳情提出のときに、全国知事会の要請も併せてお出しはしたんですけども、全国知事会としては、この放課後等デイサービスに関しての、全国知事会においてこの改正の部分については触れてはいます。

なんですけれども、やはり触れているものの、やはりそれがあまり機能していないといえますか、この出ただけになってしまっているとは言いたくはないんですけども、なっていると思ったときに、いろんなところから声を上げていく必要があるかなと思ったときに、ぜひとも私たち今沖縄県で運営をさせてもらっている中で、沖縄からも、ぜひ声を上げていただきたいなと思っている次第であります。

○西銘純恵委員 国が処遇改善と物価高対策で過去にも、沖縄県にも予算が入ってきてやっていますけれども、それは今年度6月に報酬改定ありますよね。でも、去年からずっと厳しくなっているという状況があって、2月議会で補正予算を組んだのが、近いうちに皆さんの事業所にも行くと思います。700事業所に、制度の活用をね。

1つは、処遇改善、物価高対策で7億円。障害福祉事業所全体、皆さんだけじゃなくて、4200施設なんですけどね、事業所。それともう一つは処遇改善

で10億余りで、県にいつ頃事業所のほうに届くかということを知ったら、もう近いうちに皆さんに届くと思うって言うていたんですよ。

1つは、過去の手続で補助金ということで皆さんにやったら、上がってきたのが3割だというように、事務手続が煩雑で申請ができなかったと。それで今度、給付金にするということを言っていますので、事務手続をできるだけ簡素化してということも県が言っていますので、そこら辺は皆さんが今逼迫しているというのは、少し6月の報酬改定の間ね、また使えるのはあると思います。

あと、事業そのものは市町村が事業をやって、県が市町村から上がってきて国に対してやって、2分の1、4分の1、4分の1って言いましたよね、補助額が。だからそういう形になっているので、例えば市町村が、先ほど答えてくれた自治体が社労士を確保していると、まとめて事務手続用のね。そういうところがあれば、それに対する補助とかいろいろできるだろうと思うので、そこも県としても何らかの形で独自にできることがないかというのは考える道があるのかなと私は思っています。

以上、大変厳しいところを頑張っていらっしゃることに敬意を表して、質疑を終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 山里と申します。

今日は本当にお忙しい中、このように出席いただいてありがとうございます。

非常に切実な皆さんの現状といいますかね、そういうのが見えますので、ぜひ皆さんのお役に立てればというふうに思っています。

この問題に関しては、恐らくこれはもう国の制度の問題が非常に大きいかと思ってですね、県議会としてもそれから県としても、国に対してどういうふうに要望していくかということが、主な回答となると思うんですけどね。

我々この委員会の中で、県に対して皆さんからの陳情について、どのように処理していくのか、あるいは対策をしていくのかということをいろいろと提案をしますし、追及といいますかね、指摘をしていくわけなんですけれども、そのために、少しだけ、確認をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、今回の報酬改定でかなり厳しい状況になっているというふうな、あれがあるんですけれども、この最低賃金の引上げによって、何か具体的な増といいますかね、負担がどれぐらい発生しているのかというのは、皆さんのほうで

試算等々なされていますか、調査とかですね。その辺はどうでしょうか。

○田場力男参考人 最低賃金が上昇して半年たってはいるものの、具体的な調査というものは行えてはいません。

しかし、やはり配置を先ほど言ったように6人とかでやっている中で、半分ぐらいはパートさんの配置だったりもするんですね。放課後なので、午後からの配置になってくるといふふうに思うと、やはりパートさんのお力添えもすごく大切になってくるといふふうになる中で、2年で100円近く上がっているという部分においては、すごくこの負担が大きくなっているというのが現状なのかなというふうに思います。

すみません、具体的な数字という部分ではちょっとお示しできないんですけれども。

○山里将雄委員 肌感として、やはりその負担がかなり大きくなっているといふふうにお感じということなんでしょうかね。

それともう一つ、いわゆる時間払い制度、日額から時間払い制度に変わったということで、これについての負担といいますかね、その分についても、具体的な今数字はお持ちでないということなんですかね。

○田場力男参考人 この時間の区分ができたというところで、確かに調査としてはまだできていないような状況で、具体的な数字をお示しするということは、ちょっとごめんなさい、できない、今手元にはないような状況です。

○山里将雄委員 分かりました。

次お伺いしますけど、2番目の要望事項として挙げられている部分で、申請から報告までの報告書ですかね、この書類が非常に煩雑だということで、小規模事業所では、大きな時間が割けないために、申請自体を断念せざるを得ないという状況があるというふうにおっしゃっているんですけれども、これ非常にゆゆしき問題だと思います。この辺については、やはり県に対してしっかりと要望していくべきだと思うんですけど、皆さんこれは、具体的に、我々の陳情以外で、県のほうにそういう要望なされたということはありますか。

○田場力男参考人 以前においても何度か県の障害福祉課、事業指導班の方々とお話しさせていただく機会を持たせていただきました。

その中で、すごく県のほうも頑張ってくださっているのも把握していて、ま

た障害福祉課の方も、さっき西銘委員がおっしゃっていた4200か所あるという事業所の中で、事業指導班は6名とかしかいない中で頑張っているという話も伺う中で、すごく人が足りていないんだろなという中で、頑張っていられっしゃるという話も知った上で、私たちもやはり、放課後デイだけでも700あるという中で、そういう部分のやり取りで、例えば以前の物価高騰の申請でしたかね、それも、要は昨年、その前の年の実績と今年と比べた上で幾ら上がったのか、その差額をお支払いしますみたいな形の申請方法だったんです。

それも結局、2年前のレシートやら何やらを全部引っ張り出してきてとか、法人の試算書を見た上でまた申請をするということを考えたときに、日々の雑務に追われると、なかなか申請ができなかったというのもあったりというので、先ほどおっしゃったように、3割しか取得がないというのは、そこら辺の部分で、手間をかけた割にそんなに効果が、という部分もあったのかなというふうに思います。

先ほど西銘委員からあったように、給付金みたいな形で下ろしていただくような形だとすごく助かるなというところで、すごく県もいろいろこう動いてくださっているんだなというの、少し実感しながら今お話を伺っているところでした。

○山里将雄委員 皆さんの陳情に対して、県のいわゆる処理方針というものが我々のほうに示されて、これは陳情者には行かないのかな、処理方針は……。その中では県としても、それは申請の簡素化に取り組んでいるというふうに言っているんですけどね。

今のお話を伺うとなかなか煩雑で、難しい部分があるようなので、我々としても、その辺をしっかりと県のほうにも指摘をしていきたいというふうに思っています。

これどうですか、具体的に、実際に煩雑といいますかね、そのためにもう申請ができないということで、それを断念なさったというような事業所が実際にあるんですか。今、皆さんがそういうところもあるんだというふうに書いてあるんですけども。

○田場力男参考人 例えば私の事業所は、1法人で事業所を1つ持っているだけの法人なんですけれども、やはりそのうち、今職員が6名いて、先ほどの物価高騰の部分も、申請を途中までやったものの、ちょっとそこまで最後まできれいにはまとめきれないなというところで、断念した部分ではありました。

業務の部分でもすごく日々の事務作業が多いので、なかなかそれにイレギュ

ラーでいろいろなこの補助金申請が——新しい補助金とかそういうのも、それこそ処遇改善もなんですけれども——イレギュラーなものが出てくると、それにまた、日頃の月々のものにプラスアルファになってくると、なかなか苦しくなっていくなというところと、先ほども言いましたけれども、報酬改定のたびに事務作業が増えている。加算が増えれば増えるほど、事務作業が増えていくというのも踏まえて、日曜日、ちょっと東京のほうで、私も会議で全国のほうに行ったんですけど、埼玉の事業所さんが、例年に比べて毎年事務作業のものを箱詰めして保管をしていると。でも、年々その額が大きくなっていっているという話をされていて、その分で加算、加算、加算という形で、事務作業が増えているなという印象です。

○山里将雄委員 分かりました。冒頭でも言いましたとおり、できるだけ皆さんの御要望に応えられるように、我々も取り組んでいきたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、陳情令和7年第178号に係る参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人退席)

○新垣新委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 新